

実 務 実 践 事 例

H20. 6. 4

分類	給 与 諸 手 当	平成年月日	平成20年6月
表題	基準日1ヶ月以内に退職した場合の6月分期末・勤勉手当の除算期間について		
内容	<p>①事務処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日（H20. 6. 1）1ヶ月以内に退職した臨時的任用教職員。 ・ 任用期間 H20. 5. 1～H20. 5. 27（通算期間なし） <p>②問題点や苦労したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当：27日 ・ 勤勉手当：27日 ・ 証明期間：H19. 12. 2～H20. 6. 1 <p>③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 ⇒ 30% ・ 勤勉手当 ⇒ 10% ・ H20年分の出勤簿の写し（要原本証明）を添付し提出した。 <p>【期 間】</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">12/2 5/1 5/27 6/1</p> <p style="text-align: center;">← 採用 →</p> <p style="text-align: center;">27日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">退 職</p> </div> <p>【参 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当支給対象者（学校事務必携 P1507参照） （1）基準日に在職する者 （2）基準日1ヶ月以内に退職又は死亡した者 		
添付資料	なし		
感想	突然決まったことでもあり、时期的に大変だったが、共同実施主任等に教えていただき、無事に書類を提出することができた。		

※分類は、給与諸手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等